

専任の主任技術者の兼任要件の改正について

平成26年2月17日

今般、平成26年2月3日付け国土建第272号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」により専任の主任技術者に係る新たな取扱いが改正されたので、「主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについて（平成25年7月25日土木部長通知）」を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

1 兼任要件の改正点は？

改正前

イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5キロメートル程度の近接した場所において施工する場合。この場合、1人の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2件程度とする。



改正後

- ・「5キロメートル程度」を「**10キロメートル程度**」へ改正する。
- ・「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例示の追加
 - 資材の調達を一括で行う場合
 - 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等

2 手続きは？

専任の主任技術者を兼任する場合は、契約時等に提出する『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』の裏面に、兼任する他の工事名等を記入のうえ兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出してください。（別紙の注4、5参照）

（提出資料の例）

- ・工事現場相互の距離が記載された位置図
- ・施工にあたり相互に調整を要する内容が記載された施工計画書等

3 その他の注意点は？

- （1）上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼任を認めない場合もありますので、ご注意ください。
- （2）兼任する工事の発注者が異なる場合は、各々の工事発注者が兼任を認める場合において適用されます。
- （3）提出された『現場代理人・主任（監理）技術者（変更）通知書』の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがあります。

4 適用日は？

平成26年2月17日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

問い合わせ先
熊本県土木部監理課建設業班
電話 096-333-2485（ダイヤルイン）

(『現場代理人・主任(監理)技術者(変更)通知書』裏面)

下記工事について、現場代理人、専任の主任技術者を兼任する。

現場代理人氏名		連絡先	
主任技術者氏名		連絡先	
兼任する工事1	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額(税込)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
兼任する工事2	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額(税込)		
	発注機関名		
	監督員氏名		

- (注) 1 現場代理人、専任の主任技術者を兼任する場合に記入すること。
 2 現場代理人を兼任する2つ以上の工事の合計金額が設計変更により税込2,500万円以上となった場合は、『現場代理人・主任(監理)技術者変更通知書』により変更手続きを行うこと。
 3 主任技術者を兼任する2つ以上の工事のうち、どちらか一方でも工事途中で下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合には、兼任できなくなるので注意すること。
 4 専任の主任技術者等を兼任させる工事の施工場所及び工事概要がわかる仕様書、図面(位置図、設計平面図等)及び工事現場相互の距離が記載された位置図(様式自由)等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
 5 施工にあたり相互に調整を要する工事の場合は、上記4に加え、施工計画書等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
 6 現場代理人が県発注工事以外の他工事の現場代理人と兼任させる場合には、当該他工事の発注者が県発注工事との兼任を承認していることがわかる書類(工事協議簿等の写し)を提出すること。

主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについて

（平成15年2月27日土木部長通知）

（平成21年6月19日一部改正）

（平成25年2月13日一部改正）

（平成25年7月25日一部改正）

（平成26年2月17日一部改正）

1. 趣 旨

現在、熊本県においては、熊本県不良不適格業者排除対策実施要領に基づき、発注者支援データベースシステムの活用による確認や現場立入点検により施工体制の適正化を図っているが、これらに基づき建設業者の指導を行うに当たっては、各発注機関において同一の対応を行う必要があることから、主任（監理）技術者及び現場代理人に関する取扱いを統一し、以下のとおり定めることとする。

2. 主任技術者に関する取扱い

（1）主任技術者の設置について

建設業許可を受けている建設業者が工事を施工する場合、元請・下請、金額の大小にかかわらず、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を現場に置かなければならない。

また、請負金額が、税込2,500万円以上（建築一式工事では税込5,000万円以上）の工事を施工する場合、主任技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。なお、この場合の専任とは、工事現場稼働中は常に現場もしくは現場事務所に滞在することを指す。

（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者となる資格のある者）

- ・ 各種1級及び2級施工管理技士
- ・ 1級及び2級建築士
- ・ 各種技術士
- ・ 各種1級及び2級技能士
- ・ 第1種及び第2種電気工事士
- ・ 実務経験者等

（2）同一現場における主任技術者と現場代理人の兼任

主任技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

（3）主任技術者を設置及び専任すべき期間

主任技術者を設置すべき期間は、熊本県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条に規定する『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第31条に係る『工事目的物引渡し申出書』を受理した時までとし、主任技術者を現場に専任すべき期間は、約款第10条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第31条に係る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。

なお、通知書の受理に当たっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

また、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

- ① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設開始されるまでの間等。
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）
- ④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

- ① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設開始されるまでの間等。
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）
- ④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

（4）専任の監理技術者の他の現場との兼任

現場に専任された監理技術者については、原則として他の現場の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認めない。

ただし、密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合であって、特定の要件を満たす場合のみ、他の現場の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認める。

この場合、当該工事が上記の要件を満たす工事であるかについては、以下の判断基準により判断すること。

（専任の監理技術者の兼任にかかる判断基準）

- ・同一工区内又は工区の隣接する工事であって、当初契約以外の工事が随意契約によって締結されるもの

（5）専任の監理技術者が現場から離れる場合の取扱い

現場に専任された監理技術者については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

（6）工事途中から監理技術者設置が必要となった場合

主任技術者の兼任が認められていた工事（本項（4）ただし書きに規定する場合を除く。）について、いずれかの工事の下請契約総額が税込3,000万円（建築一式工事の場合は税込4,500万円）を超えた場合は、監理技術者の設置が必要となり、当該現場と他の現場の兼任は認められなくなるので注意すること。

4. 現場代理人の取扱い

（1）現場代理人の設置について

熊本県発注工事の請負者は、約款第10条に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。

また、現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。なお、この場合の常駐とは、工事現場稼働中は常に現場もしくは現場事務所に滞在することを指す。

（約款第10条に規定する現場代理人となる資格のある者）

- ・現場代理人には特段の資格要件はない

（2）同一現場における現場代理人と主任（監理）技術者の兼任

現場代理人は、同一現場における主任（監理）技術者を兼ねることができる。

（3）現場代理人を設置・常駐すべき期間

現場代理人を現場に設置すべき期間は、約款第10条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第31条に係る『工事目的物引渡し申出書』を受理した時までとし、現場代理人を現場に専任すべき期間は、約款第10条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第31条に係る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。

(『現場代理人・主任(監理)技術者(変更)通知書』裏面)

下記工事について、現場代理人、専任の主任技術者を兼任する。

現場代理人氏名		連絡先	
主任技術者氏名		連絡先	
兼任する工事 1	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額(税込)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
兼任する工事 2	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額(税込)		
	発注機関名		
	監督員氏名		

- (注) 1 現場代理人、専任の主任技術者を兼任する場合に記入すること。
 2 現場代理人を兼任する2つ以上の工事の合計金額が設計変更により税込2,500万円以上となった場合は、『現場代理人・主任(監理)技術者変更通知書』により変更手続きを行うこと。
 3 主任技術者を兼任する2つ以上の工事のうち、どちらか一方でも工事途中で下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合には、兼任できなくなるので注意すること。
 4 専任の主任技術者等を兼任させる工事の施工場所及び工事概要がわかる仕様書、図面(位置図、設計平面図等)及び工事現場相互の距離が記載された位置図(様式自由)等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
 5 施工にあたり相互に調整を要する工事の場合は、上記4に加え、施工計画書等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
 6 現場代理人が県発注工事以外の他工事の現場代理人と兼任させる場合には、当該他工事の発注者が県発注工事との兼任を承認していることがわかる書類(工事協議簿等の写し)を提出すること。